# 平成25年第9回教育委員会 定例会会議録

平成25年9月3日

東久留米市教育委員会

# 平成25年第9回教育委員会定例会

平成25年9月3日午後3時03分開会市役所6階 602会議室

# 議題 (1)会議録署名委員の指名

- (3) 諸報告
  - ①平成25年第3回市議会定例会について
  - ②その他

# 出席委員(4人)

委員長井上敏博委員長第一職務代理者矢部晶代委員長第二職務代理者松本誠一委員尾関謙一郎

(欠員1人)

# 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長 東 淳 治 加納 一好 指 導 室長 総 務 課 長 幸雄 林 学 務 課 長 稲 葉 勝 之 生涯学習課長 山下一美 主幹(国体担当) 傳 智則 図 書 館長 岡 野 知 子 統括指導主事 末 永 寿 宣 指 導 主事 大久保 順 子 指 導 主 事 宮沢英輔

# 事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴

### ◎開会及び開議の宣告

(午後3時03分)

〇井上委員長 これより平成25年第9回教育委員会定例会を開会します。本日は定足数を満たしていますので会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

## ◎会議録署名委員の指名

- ○井上委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は松本委員にお願いします。
- 〇松本第二職務代理者 承知しました。

◎会議録の承認

○井上委員長 8月5日に開催した第8回定例会の会議録をご確認いただきましたが、何かお 気づきのことはありますか。特になければ異議なしと認め、第8回定例会の会議録は承認さ れました。

### ◎傍聴の許可

- **〇井上委員長** 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- **〇林総務課長** いらっしゃいません。
- **〇井上委員長** 人事案件の審議終了後においでになりましたらお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎諸報告

- **〇井上委員長** 日程第3、諸報告に入ります。「①平成25年第3回市議会定例会について」から順次、説明をお願いします。
- ○東教育長職務代理者 資料の会期日程表、提出議案一覧表、議案第56号及び第57号、一般質問の届出順序及び内容、請願付託表と請願内容、陳情一覧表に沿って説明します。日程表のとおり、昨日9月2日の月曜日から18日間の日程で、第3回市議会定例会が開催されています。本会議の第1日目に上程・即決・付託・報告とありますが、上程された9議案のうち、即決は第56号と第57号の教育委員会委員の任命、第58号の「東京たま広域資源循環組合規約の変更について」の3議案です。明日から9日の月曜日までは一般質問が予定されており、12日の木曜日の午前9時半からは文教委員会、13日の金曜日の午前9時半からは予算特別委員会が開催され、最終日は9月19日となっています。

議案第56号と第57号はいずれも「東久留米市教育会委員の任命について」で、新しい委員には名取はにわ氏が、また、矢部委員には継続してお願いするというもので、即決で承認されています。続いて、文教委員会へ付託された案件は、「25請願第74号 学校から「いじめ」をなくすために多種多様な懇談会・シンポジウム・講演会などを開くことを求める請願」の1件になります。また、13日の金曜日に予算特別委員会が開催されますが、8月の教育委員会定例会で9月補正予算の議案として承認された内容、帰宅困難者対策条例の対応に向けた災害対策用備

蓄食料、消耗品などの購入などが審議されます。そのほか、学務課、指導室、図書館も該当します。なお、今回、教育委員会と直接関係する陳情はありませんでした。

議案第56号と第57号において教育委員会委員の任命についての審議が行われましたが、永 田教育長の任期満了後の欠員については空席のままであるため、こちらについては一般質問の中 でも取り上げられています。ほかに教育委員会に関係する一般質問の内容としては、関根議員か らは「余裕教室について」と「がん教育について」。三浦議員からは「教育長出前トークの導入 について」。津田議員からは「教育長を前提とする教育委員の選任について」。沢田議員からは 「東京都教育ビジョン(第3次)の策定を受けて市の教育をどう進めていくのか」。桜木議員か らは「生活保護基準の引き下げで準要保護はどうなるのか」。宮川議員からは「第五小学校用地 購入について」。近藤議員からは「外国語教育について」と「インターネットを使った国際交流 の可能性について」。梶井議員からは「学校施設の整備等について」。小山議員からは「教育委 員会のあり方について」。並木議員からは「教育環境の充実~学力向上に向けた取り組みについ て」。野島議員からは「教育長を前提とする教育委員の選任について」「スポーツをする場づく りについて」。細谷議員からは「新たな災害の熱中症対策について」と「子どもの安全を守る~ 子どもを犯罪から守るために」。白石議員からは「学校教育における子どもたちへの支援につい て」。間宮議員からは「都立久留米特別支援学校の今後について」「日本語によるコミュニケー ションが困難な外国人等の児童・生徒への支援について」。永田議員からは「特別教室へのエア コン設置について」と「就学援助について」。篠原議員からは「カラーユニバーサル教育につい て」、「歯の健康指導について」及び「視力検査と対処について」などです。

今後、一般質問あるいは議会運営委員会等においても、教育委員会委員の任命についてはさまざまなやり取りがあると思われます。この間、教育委員会と市長において文書のやりとりがありました。8月26日に開催された議会運営委員会では委員から資料要求があり、企画経営室を通じて議会へやり取りの文書を提出しています。昨日開催された議会運営委員会でも、各委員からは、教育委員会委員の総意として出されたこれらの要望事項について、市長の対応などについての質問が出されました。この中で、任命議案が3人ではなく2人であることの理由、市長の努力や説明責任について、あるいは公開の場での説明や報告について、9月議会の最終日までに選任できないのかなどの質問が出され、市長がそれに答えました。結果として、2人の委員については昨日議決され、承認されました。

- **〇井上委員長** 何か伺うことはありますか。なければ次の報告をお願いします。
- ○東教育長職務代理者 課別に幾つか報告させていただきます。
- ○林総務課長 資料の「東久留米市第4次行財政改革基本方針 行財政改革アクションプラン」「東久留米市第4期定員管理計画(改定版)」をご覧ください。これらの基本方針や計画はいずれも平成23年度から27年度までの計画期間ですが、本年8月に改定を行いました。

「行財政改革基本方針行財政改革アクションプラン」の9ページをご覧ください。「1. 市行政の担うべき役割の重点化」の中に、教育委員会関連としては小学校給食調理業務、図書館運営管理があります。中項目(4)には学校再編成事業があります。中項目1の上から3番目の「道路・河川・公園・公共施設等及び付属施設維持管理」には学校の維持管理が該当します。大項目3「自主性・自立性の高い行財政運営の確保」では「公共施設使用料の見直し」のところの「関係各課」の中で、教育委員会総務課と生涯学習課が関連し、学校施設あるいはスポーツ施設の使用料に関する改定になります。そのほか10ページの「(4)行政の合理化、簡素化」には学校

給食残さの循環があります。 11ページ以降には個別項目がありまので後ほどご覧願います。

続いて、「第4期定員管理計画」をご覧ください。これは今までの職員数の定員管理と25年度以降の定員管理についての計画になります。12ページの「表-12 各市の部門別の職員数」をご覧ください。26市の教育関係職員の平均は20%ですが、東久留米市は16%と平均を下回っています。本市の職員数は今後も削減していくということが計画に載っています。

続いて、教育振興基本計画について報告します。資料の「第2回東久留米市教育振興基本計画 策定に関する懇談会」をご覧ください。去る8月20日の火曜日に、2月に開催した第1回目以 降にまとめた本計画の素案についてのご意見をいただくため、第2回目の懇談会を開催しました。 意見聴取の仕方ですが、全体を通しての意見ではなく、第1章、第2章第1節、第2章第2節か ら3節についてと区切ってご意見をいただきました。第1章の基本的な考え方については、特に ご意見等はありませんでした。第2章第1節の「東久留米市の教育をめぐる現状と課題」につい ては、幾つかのご意見をいただいています。「学力調査がいろいろ行われていることから教育委 員会の考え方がつくられていると思うので、学力等のデータがあると計画策定の方向性の中に具 体的なものが見えてくるのではないか」というようなご意見です。「現状と課題」については、 「柱との関係性が見やすいように検討してもらいたい」「市の現状については大きな課題は人口 減少や少子高齢化度と考えているが、このことに対する市なり教育委員会の考え方が入っていな いのではないか。それを踏まえた将来像やビジョンを示してほしい」「この節のタイトルからす ると多様な側面からのデータがあっても良いのではないか」などのご意見がありました。これら のご意見は第1章の教育目標や基本方針などを踏まえていただいたものと思っていますが、第1 章でご意見がなかったこともあり、改めてこの場面でご意見をいただいたと思っています。第2 章第2節から3節については教育振興基本計画の柱と基本計画の施策体系図に関しての意見をい ただいています。議論の中心が「教員の負担感、多忙感」という文言に集中しました。「違和感 がある、ない」「教員の日々からするとこういったことを書いてもらえるのは良かったのではな いか」という意見がありました。第4節は四つの柱と基本施策であり、柱ごとに意見をいただき ました。「人権尊重と健やかな心と体の育成」については「いじめと不登校のデータの解釈がな いので、当然、解釈が必要だろう」「増加傾向であるとか、減少傾向であるとかを書くと分かり やすくなるのではないか」という意見です。給食の項目では「アレルギー疾患に関して載せる必 要があるのではないか」という意見がありました。第2節の「確かな学力の育成」では学校図書 館にかかわる施策について意見があり、「学校図書館の具体的な施策を推進するための最大のポ イントは人だと思う。読書はただ本を並べるのではなくそれを媒介する人、先生、司書がいるこ とが大事だと思うので、ぜひ検討してほしい」「『異文化理解に努めるとともに自国の伝統と文 化の理解を図る活動を進めます』という表現があるが、ここに「歴史」という言葉を入れてほし い」「今の子どもたちはスマホ、パソコンだとかのトラブルが多い。現場でも大変困っていると 学校の先生から聞いている。ぜひ学校でも指導を。もちろん家庭でも指導しなくてはいけないと 思っているが、親子含めてそういう教育や指導をしてほしい」といったご意見でした。第2章の 第4節の3番目の「信頼される教育の確立」で「特別支援学校も視野に入れた適性判断を行って います」とあることについて、「その判断の後の対応では保護者の希望を取り入れていることを 記述すると良い」という意見がある一方、「実際に保護者の意見や希望を聞き入れているがそれ 自体が特別なことなので、保護者の希望を認めることを前提とした記述は入れない方が良い」と いう意見もありました。第2章第4節の4番目「生涯学習社会の構築」では図書館についての意

見をいただいており、「図書館の資料数や図・資料により蔵書数の比較数値を指標にしているが、 貸出点数や市民当たりの資料費の観点から比較したほうがより図書館課題がはっきりするのでは ないか」というご意見がありました。現状、予算がない、学芸員がいないといった面で厳しい状態ではあるが、そういったことでは文化財を守れないということで、「お金ばかりではなく東久 留米がもっている文化財を図書館活動やスポーツ活動に振り向けて、子どもたちにも関心を持た せなければ次の時代に伝わらないと思う」というご意見もいただいています。

これらのご意見等も踏まえ、今後、計画の策定に当たり、パブリックコメントの案の調整をしていく予定です。教育長が不在という状況の中、これまでは「年内にパブリックコメントを行い、来年の4月を目途に基本計画の策定また実施」ということで進めてきましたが、後ほど、今後の進め方について委員のご意見を伺いたいと思います。

- 〇井上委員長 各委員から何かありますか。
- **○尾関委員** 「スマホとかパソコン等のトラブルが多い」という意見がありますが、これは物理的なトラブルということではなく、メールやSNSやネット等で子どもが被害に遭う、あるいは巻き込まれるという意味ですか。
- **〇林総務課長** 発言のとおり記載していますのでそのような表現になっていますが、委員の言われるとおりだと思います。
- **○尾関委員** 分かりました。
- ○矢部第一職務代理者 今後のスケジュールについては、議会報告にもあったとおり、「教育長が不在の中で当初の計画どおりに進めるべきか」がポイントになると思います。私としましては、ここで懇談会を開きご意見をいろいろいただいていますので、これを反映させたパブコメ案の作成を先延ばしにするのはいかがなものかなと思います。パブコメ案という言い方は変かもしれませんが、要するに、「パブリックコメントを寄せていただくために、懇談会のご意見を反映させた形で素案を直していく」ということです。その作業を進めてもらうスケジューリングの中で、パブリックコメントをどのタイミングでもらったら良いのか。教育長が任命されないうちに実施することは控えたほうが良いとしても、その前段階での作業をどのように進めていくかについてはここで意見交換をしておいたほうが良いと思います。
- **〇井上委員長** 基本計画の骨子について懇談会委員からも貴重なご意見もいただき、計画の内容も一段と充実してくると思います。それを受けて、今度は市民のご意見を伺う機会を早目に持っていったらどうか、というのが矢部委員のご意見です。
- ○松本第二職務代理者 本市の教育振興基本計画の策定は遅れており、点検評価報告書においても 有識者からご指摘を受けています。今年度の計画どおり、来年4月には策定できる方向で進めた ほうが良いと思います。市長へは一日でも早い教育長の選出をお願いするのと同時に、教育振興 基本計画の策定は粛々と進めていったら良いと思います。
- ○尾関委員 問題なのは教育長がどの時点までこの計画の策定にかかわられていたのか、ということになると思います。実質的には懇談会開催前の時点まで、実質的な作成の段階までは責任ある立場の教育長がおられたわけです。教育長が不在という理由で延ばしていくと、懇談会での意見との時期がずれていき、極端な話になると、さらに内容を変えなければならない事態も出てくるかもしれません。また、社会情勢により大きく動いてくる可能性もあります。私も他の委員と同じ意見で、パブリックコメントを日程どおりに行い、来年の4月に向けて作業を進めていくべきだと思います。教育委員会としては、「策定された時点で教育長が不在ということは予想してい

ない。教育委員会としては、現時点で教育長が不在であることに影響されないで策定作業を進めていく」という姿勢が必要ではないかと思います。

○矢部第一職務代理者 懇談会のご意見やご要望は、それほど本体を大きく変えるものではないと思います。おおむね認めていただけていると判断できますし、後は細かいところを追加してはどうかというご提案だと思いますので、次回の教育委員会なり、さらに次々回にさらなる案を提案していただき、それを経た上でのパブリックコメント案とするのであればスケジュール的には年末になるかと思います。

なお、懇談会の開催は、当初、年度2回ということで進めてきましたが、懇談会委員からは出 されたご意見等に対するフィードバックがほしいしいというご要望はなかったのですか。

- ○林総務課長 懇談会については本年度2回の開催を予定しています。1回目が先日の20日、 2回目についてはパブリックコメント後にその報告も含めて実施したいということで話をしています。
- ○矢部第一職務代理者 分かりました、パブリックコメントの実施後で構わないということですね。
- **〇井上委員長** 各委員のご意見をまとめますと、「これまでの取り組みや懇談会のご意見を受けとめ、ここ1カ月から2カ月のうちにしっかりとした計画案を策定し、それを基に市民のご意見を伺う。来年の春に向かって最善の努力をしていく」ということになります。そういう方向性でご了解いただきたいと思います。この件は以上でとどめます。続いての報告をお願いします。
- ○稲葉学務課長 平成26年度から開設する中学校の特別支援学級、及び難聴の通級指導学級の開級について報告します。資料の保護者向けの案内、「平成26年度東久留米市立中学校に特別支援学級及び難聴の通級指導学級を開級します」をご覧ください。現在、中学校には東中学校の9組と中央中学校の7組の2校に、知的障害の固定学級を設置しています。特別支援学級に対するニーズは年々高く、各学校とも教室の確保が難しい状況となってきています。平成25年4月に小学校の難聴通級指導学級を開級していますが、中学校についても知的障害の固定学級と難聴の通級指導学級を開設するため、現在、開設準備委員会で検討を進めています。これに先立ち、保護者説明会を資料のとおり開催します。西中学校の固定学級については10月17日の木曜日に第1部として10時から、第2部として18時から、久留米中学校の難聴の通級指導学級については10月25日の金曜日に第1部を10時から、第2部を18時から行います。

なお、正式な学級の名称の決定は開設準備委員会で行いますが、西中学校からは「I組」、久留米中学校からは「こだま学級」という要望があると伺っています。資料の裏面には通学区域表を記載しています。基本的に固定学級は東部、中部、西部に分けて学区域を設定していきたいと考えていますが、通級指導学級は市内全域となります。

- **〇井上委員長** 何か伺うことはありますか。
- **○尾関委員** 説明会が2回開催されますが、2部の開始時間が18時というのは保護者からの要望があったからですか。例えば18時からでは間に合わないので19時からが良いとかの要望はなかったのですか。
- **〇稲葉学務課長** 昨年、小学校で開設する時も同じ時間帯で説明会を開催しましたが、特にご要望 はありませんでした。ご質問等があれば個別にお答えさせていただいていますので、基本的には この予定で進めていきたいと思います。
- **○尾関委員** 分かりました。
- **〇井上委員長** この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○末永統括指導主事 学力調査の結果について報告します。資料の「平成25年度東久留米市『確かな学力の伸長を図るための調査』結果概要について」をご覧ください。今回の結果を説明する前に、これまでの市学力調査の経緯について説明します。市の学力調査は本年で7年目を迎えました。国語と算数、数学の2教科の基礎・基本の問題を中心に調査しています。今年度の調査からは過去2年間の伸び率が数字として明らかになりました。このテストは全国で毎年、小学生が25万人、中学生12万人が受験するもので、結果は信頼性の高いものと考えています。今年度は4月16日の火曜日に各学校において小学5年生が960人、中学1年生が875人、中学3年生が921人、合計2,756人が受験しました。

続いて資料の説明に入ります。「1.今年度の結果について」ですが、中学1年生の国語は0.5ポイントほど全国を上回り、中学3年生の国語は1.0ポイント上回りました。数学については中学3年生で0.6ポイント上回っています。全国と比べた結果は白い吹き出しがプラスに転じた教科、黒い吹き出しがマイナスになった教科で、改善が必要なところです。課題は小学5年生の国語と算数及び中学1年生の数学で、今後、具体的な対策が必要と考えています。「(3)観点別結果」をご覧ください。このグラフは上の全国比のグラフを観点別に分類したものです。右に行くにしたがって白の吹き出しが増えています。今年の小学5年生、中学1年生、中学3年生を見ますと、中学3年生が全ての観点で全国を上回っていることが分かります。「2.2年間の伸び率について」をご覧ください。これは同じ子どもが2年間にどれだけ伸びたかを現わしているもので、被験者が同じということです。(1)を例に取りますと、今年の中学1年生の生徒が2年前の小学5年生の時の国語の結果と比較して、全国比よりもマイナス0.8ポイントから、2年間で力をつけてプラス0.5ポイントに転じたことが分かります。同様に(2)では、中学3年生の国語は全国比よりも高いが伸び率は低くなっています。(3)では、中学1年生は2年前より全国比が縮まっていますが、今だに全国比よりも下回っています。(4)の中学3年生の数学では全国よりも高くなっていることが分かります。

今後も、市の学力調査では学校全体の平均値、さらに学年の平均値のみではなく、一人一人の 学力の伸びに焦点を当てて個人カルテを作成するなど、分析結果を学校へ戻すことにより学力向 上に寄与したいと考えています。

- ○井上委員長 この学力調査の結果についての資料は非常に分かりやすいと思います。「小学校から中学校に進んでどれぐらい学力が伸びたのか」を調べるために、国でも学力調査を定期的に行っています。今後それをどのように活用して生かしていけるのか。義務教育学校の設置主体である市教育委員会として、小・中連携教育の進め方、義務教育終了時での学力や人間形成などを押さえていく上で貴重な調査になります。
- **〇井上委員長** この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。
- ○岡野図書館長 図書館の運営について3点の要綱を制定しましたので報告します。資料の順に説明します。前回の教育委員会で、10月1日からの図書館システムの更新を機に、利用点数の増加や延滞者に対する貸し出しの停止を行うことなどを図書館運営規則で改正しました。しかし、利用者の範囲や利用の制限、利用料については要綱で定めて市民に情報開示する必要があると考え、このたび要綱を定めて規定の整備を行いました。

先ず、「東久留米市立図書館複写サービス事務取扱要綱」をご覧ください。図書館資料については、これまでも著作権法の範囲内で複写サービスを行っており、この要綱の内容で実際に運用しています。今後は、図書館で契約している、パソコンを使っての新聞記事や法律情報等の有料

のデータベースについても有料で複写サービスをすることになり、規定を改定しました。複写できる範囲は「対象の範囲」のところで「図書館資料を複写し、又は電子端末を利用して検索することができる情報を表示した画面を印刷することができる」とし、インターネット情報の有料データベースのサービスに対応しています。複写や有料データベースの利用については「利用者」のところで、「調査・研究を目的にする場合に限り複写サービスを利用できる」としています。

続いて、「東久留米市立図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱」をご覧ください。こ れは今回初めて策定した要綱になります。図書館資料の予約や購入希望、他の図書館からの借用 については、これまでも図書館の資料提供事業として図書館法及び図書館運営規則に基づき行っ てきていますが、今回のリプレースにおいて貸出冊数を増やしたり、サービスの拡大を行ったこ とを機に、未所蔵資料についても定めました。これは「予約」の意味を「今あるものを予約する こと」と「東久留米市では持っていない資料を予約すること」を「リクエスト」として扱うこと を定め、特に、「未所蔵資料のリクエストについては市内在住、在勤、在学の方に限る」としま した。所蔵資料の予約についてはどの利用者もできますが、未所蔵のものについてはそれぞれお 住まいの自治体の図書館で対応していただきたいということです。既に西東京市ではこのように 運用されており、都内の図書館でもこういった扱いをしている自治体が増えてきています。今後、 リクエストについては「お住まいの自治体でお受けする」という方向になっていくと思われます。 続いて、「東久留米市立図書館利用者インターネット閲覧端末設置及び利用要綱」をご覧くだ さい。図書館でもインターネットの情報を利用してきていますが、これまでは職員がお客様の質 問に答えるための利用に限っていました。今回のリプレースを機に1階に2台、参考図書室に1 台の合計3台、お客様が使える端末を用意することになり、そのために利用者用端末機の扱いを 定めました。インターネットの利用については不正アクセスや目的外の使用がないよう、お客様 にもご理解していただいた上で利用していただかなくてはなりません。そのため、図書館では要 綱に利用の目的、範囲、利用できる方の資格、禁止事項、損害賠償等の規定を定めました。これ を担保するため利用するインターネット端末には閲覧制限ソフトを導入し、また、一定時間で自 動的に端末が切れると同時に使っていたアクセスログが削除されるといった仕組みを入れる、さ らに余計なソフトは入れないでインターネットを見るためだけの使用に限り、不正な利用ができ ない設定としました。この利用者用のインターネット端末は都立の図書館をはじめ、各図書館で 徐々に整備されてきています。先進図書館では本はもちろんインターネット情報も提供しており、 東久留米市においても、今回、中央図書館で3台の端末を入れてサービスを開始するに当たり、 このような規定を定めたものです。

- **〇井上委員長** 何か伺うことはありますか。
- ○矢部第一職務代理者 複写サービスについて伺います。利用料金のところで「中央図書館においては」とありますが、中央図書館だけに端末が置かれることは分かりましたが、一般図書の複写サービスは地区館では行っていないのですか。
- ○岡野図書館長 複写サービスは全館で行っています。今、地区館3館は指定管理者による運営になっており、複写サービスの料金設定については指定管理者が決定できるという協定を結んでいます。滝山図書館には既にカラーのコピー機が導入されており、中央図書館とは異なった料金体系になっています。今回の要綱では目的や対象の範囲については同じですが、料金について、特に「中央図書館においては」としているのは、そういった事情によります。
- **〇矢部第一職務代理者** 分かりました。

- **〇松本第二職務代理者** 滝山図書館のカラーコピー代は幾らですか。
- ○岡野図書館長 A4サイズで50円、A3サイズは80円です。
- ○松本第二職務代理者 ほぼ同じぐらいの設定ですか。
- ○岡野図書館長 そうです。中央図書館のコピー機そのものはモノクロ対応しか印刷できません。 有料データベースの印刷をする場合でも内容が新聞や法律情報のデータベースですので、カラー 印刷はあまり必要ないと思っています。ただし、カラーの情報がある場合にはこちらのプリンターからはカラーで出力できますので、50円と定めました。
- **〇井上委員長** この件は以上にとどめます。ほかに事務局から報告はありますか。
- **○東教育長職務代理者** 事務局からは以上です。
- **〇井上委員長** それでは、松本委員から奨学資金運営委員会に関する報告をお願いします。
- ○松本第二職務代理者 私からは先月に開催された奨学資金運営委員会の報告を行います。委員会は8月16日に開催されました。委員の構成については第4回教育委員会定例会で承認されましたが、市長部局からは企画経営室長と財務部長、事務局からは教育部長、学校側からは西中学校と大門中学校の校長2人、教育委員会委員からは私が加わっています。今回も私が委員長を務めさせていただきました。奨学資金の給付に係る予算はここ何年か240万円の同額で、給付額は私立高校等に通っている子は月額1万円、公立高校に通っている子は月額5,000円です。認定には経済的な理由と学業成績の両方を勘案しています。最終的には私立高校13人、都立高校14人の計27人が認定され、ちょうど240万円に収まりました。

続いて、事務局から2件の報告がありました。現在、認定の際に用いている経済的な理由の根拠として「生活保護の需要額に対して1.25倍以下」という基準を用いていますが、学務課が行っている就学援助の判定には「1.4倍以下」という基準が用いられています。平成19年度に学務課から総務課にこの奨学資金の事務が移管されてから「1.25倍以下」の基準を用いていますが、事務局からは「来年度から就学援助と同率の基準に変更したい」という提案がありました。これに対しては、「基準を上げるということは経済的なハードルが下がり、より学業を一生懸命やる子に給付してあげることになり、奨学資金本来の目的に近づくのではないか」という意見も出て、事務局の判断に任せることになりました。

続いて、今後の奨学資金のあり方についても話がありました。この4月に、他市の状況を調べたアンケートの調査結果が示されました。それによると、多摩地域の中でも高校の授業料が無償化になった平成22年4月に廃止した市が数市あり、さらに今後見直しを含めて検討しようという市も数市あるということで、「本市についても今後どうしていくのかを検討していく必要性を感じている」という意見がありました。校長先生からは「財政が厳しい本市がこの制度を残してきたのは非常にありがたいと思っている。東久留米市の教育に対する思いがよく分かる」という意見がありました。一方、企画経営室長や財務部長からは「本市の奨学資金には貸付と給付があるがそれぞれどう整理していくのか。また、高校の授業料無償化やさらに給付型の国の支援が来年から検討されている中で、この事業を残していくにはそれ相当の理由を教育委員会で持つ必要がある」などの意見がありました。今後、26年度予算を要求する段階では「今までこうだったから今回も」ということではなく、機会を見て教育委員会で議論していきたいと考えています。

- **○東教育長職務代理者** 国の動向や他市の状況を見ながら、奨学資金の事業全体については見直し も含め、どう対応していくのかを決定していきたいと考えています。
- **〇井上委員長** この件は以上にとどめます。続いて、矢部委員から報告があります。

○矢部第一職務代理者 第2回東京都市町村教育委員会連合会の理事会が8月22日に東京自治会館において開催されました。今回の主な議題は研修推進委員会で議論していた今年度の研修内容についてでしたが、研修推進委員会が提案したとおり全て決定されました。内容については前回報告したとおりです。委員の皆様や事務局にもぜひ参加していただけたらと思います。

続いて、理事の研修会が開催され、東京都多摩教育事務所の儘田文雄指導課長による講義を受けました。テーマは「子どもたちの心の育成、いじめの根絶に向けて」で、東京都が進めている、いじめを根絶するためのさまざまなアプローチについての考えを示していただきました。教師や地域の力で子どもたちの心をしっかり見ていこうということと、一番大切なことはこの間のアンケートや調査によって出てきたことですが、いじめが疑われる場合には直接的にはいじめに直結しない表現であってもそこに込められている子どもの思いを酌み取り、いじめにつながらないような予防的アプローチが非常に有効であるということでした。

○井上委員長 私からは、10月の国体に向け、先日の8月25日に障害者の皆さんが競技にチャレンジする大会と、少年少女も参加できる大会を見学したことを報告します。障害の程度の違いはありますが、スタッフのマイクによるサポートにより一歩一歩チャレンジして、見事、登りきった方が何人もいらして、本当に感銘しました。多摩国体はいよいよ9月から各地域で本大会が始まりました。本市は10月からですが、一丸となって頑張っていただきたいと思います。

### ◎閉会の宣告

〇井上委員長 以上で平成25年第9回教育委員会定例会を終了します。

(午後4時27分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年9月3日

委員長 井 上 敏 博(自 署)

署名委員 松 本 誠 一(自 署)